

下記の業務について、一般競争入札を行いますので、磐田市契約規則(平成 17 年磐田市規則第 32 号)第 8 条の規定に基づき公告します。

令和 7 年 10 月 21 日

磐田市長 草 地 博 昭 (公印省略)

記

1 入 札 執 行 者 磐田市長 草 地 博 昭

2 入札に付する事項

- (1) 入札番号 D X 推進第 8 号
- (2) 件 名 令和 7 年度第 2 期磐田市パソコンほか電子機器賃貸借
- (3) 履行場所 磐田市役所西庁舎 3 階 特別会議室
- (4) 業務内容 仕様書のとおり
- (5) 履行期間 リース期間 令和 8 年 2 月 1 日から令和 13 年 1 月 31 日まで
- (6) その他 長期継続契約 (地方自治法第 234 条の 3 及び磐田市長期継続契約を締結できる契約を定める条例第 2 条第 1 号)

3 予定価格(税込み)

当該入札において落札者が決定された後、速やかに公表するものとする。

4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

磐田市における物品製造等競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 磐田市物品製造等に係る入札参加停止等措置要綱 (平成 23 年磐田市告示 55 号) に基づく入札参加停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 磐田市発注公共工事等に係る暴力団排除措置要綱 (平成 25 年磐田市告示第 72 号) に基づく入札排除措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 静岡県内に主たる営業所または営業所を有する者であること。
- (5) (4) の営業所が、磐田市の物品製造等入札参加資格者名簿に契約営業所として登録されている者であること。
- (6) 令和 7 年度の磐田市物品製造等入札参加資格者名簿にある 64 事務機器類賃貸借に登録されている者であること。
- (7) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てが成されている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)または、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てが成されている者(再生手続開始の決定を受

けている者を除く。)でないこと。

5 仕様書等の閲覧および貸出

(1) 閲覧および貸出期間(データ取得)

令和7年10月21日(火)から令和7年10月31日(金)まで

(2) 閲覧および貸出場所

以下の箇所にて閲覧および貸出しを行う。

- ・市ホームページ(指定箇所よりダウンロードすること)

6 入札参加資格の確認等

(1) 本入札の参加希望者は、次により入札参加資格確認申請をし、入札参加資格の確認を受けなければならない。この場合において、参加資格の確認基準日は申請日とする。

なお、入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

① 申請期間

令和7年10月21日(火)から令和7年10月31日(金)午後5時00分まで

② 申請方法

本入札の参加希望者は、下記申請フォームから申請期間内に申請を行うこと。

<https://logoform.jp/f/xX4WG>

(2) 入札参加資格の有無に関しては、入札参加資格確認通知書(様式第2号)を令和7年11月6日(木)午後5時までに、本入札の参加希望者全員に通知する。

(3) (2)において入札参加資格無しと通知された者は、その資格無しの理由について令和7年11月7日(金)午後5時までに文書にて説明を求めることができるものとする。ただし、説明請求の文書を磐田市企画部DX推進課システム管理グループへ持参すること。

(4) (3)により説明を求められた場合、説明を求めてきた者に対し令和7年11月10日(月)午後5時までに文書にて回答をする。ただし、説明を求められた後、入札参加資格有り判断された者については、令和7年11月10日(月)午後5時までに入札参加資格確認通知書を交付する。

(5) その他

①申請および申込みに係る費用は、申請者の負担とする。

②申請に用いる言語は、日本語とする。

③入札執行者は、申請内容を入札参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。

④申請期限後における申請内容の差し替えおよび再申請は認めない。

⑤申請内容は、公表しない。

7 仕様書等に対する質問

(1) 本公告文および仕様書等に対する質問がある場合においては、次に従い説明要求すること。

①質問方法

下記申請フォームから提出すること。

<https://logoform.jp/f/AlKeY>

② 受付期間

令和 7 年 10 月 21 日（火）から令和 7 年 10 月 31 日（金）午後 5 時 00 分まで

(2) (1) の質問に対する回答書は、当該入札参加資格を有する者全員へ送信する。

回答期日 令和 7 年 11 月 6 日（木）午後 5 時まで

8 入札方法、入札執行の日時および場所等

(1) 入札日および入札執行開始時間

令和 7 年 11 月 12 日（水）午前 10 時 00 分

ただし、入札者全員が上記時間前に入札会場に集合し、かつ、全員が了解した場合、上記の入札執行開始時間前に入札執行ができるものとする。

(2) 入札および開札の場所

磐田市国府台 3-1 磐田市役所西庁舎 3 階 特別会議室

(3) 調査基準価格及び最低制限価格の有無

無

(4) 入札方法に係る事項

①落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する月額金額を入札書に記載すること。

②入札執行回数は、2 回を限度とする。（再入札の場合がありますので、入札書は余分に用意願います。）

③電子メール、ファクシミリ、郵送等による入札は認めない

④代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出しなければならない。

⑤入札執行に当たっては、入札参加資格確認通知書（写しでも可）を持参すること。

⑥入札執行開始時間までに入札会場に入場しない場合は、失格とする。

⑦各入札参加有資格者は、1 名のみが入札会場へ入場できるものとする。

⑧入札に参加しようとする者が 1 人の場合においても、入札を執行する。

9 開札

開札は、8 (2) に掲げる場所において、入札書提出後直ちに、入札者またはその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者またはその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない市職員を立ち合わせて行う。

10 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者並びに虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。なお、入札参加資格のある旨を確認された者であっても、その資格の確認後から入札時点において、4 に掲げる資格がなくなった者のした入札は無効とする。

11 入札心得を示す場所

磐田市ホームページ

12 落札者の決定方法

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 3 項および地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 1 項の規定により予定価格以下で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

13 入札保証金および契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 前払金 無

14 契約書の作成

契約の締結に当っては、契約書を作成しなければならない。

契約書の作成について、本市からデータを送付するので、2 部製本押印の上 D X 推進課に提出すること。

また、契約書はホームページに掲載した契約書案とする。

15 その他

- (1) 入札参加者は、入札心得を熟読し、遵守すること。
- (2) 契約手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
- (3) 本契約の履行に用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 51 条）の定めるところによる。
- (4) 本契約の期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによる。
- (5) 本契約は、日本国の法令に準拠する。
- (6) 本入札における適用仕様書は、別添仕様書とする。
- (7) 磐田市制限付き一般競争入札実施要綱第 4 条第 2 項に基づき、入札説明書の交付は行わない。
- (8) その他詳細不明の点については、磐田市企画部 D X 推進課システム管理グループ（〒438-8650 静岡県磐田市国府台 3-1 電話番号 0538 - 37 - 4818）に照会すること。